

第3次高砂市環境基本計画策定業務委託 特記仕様書

1. 業務名

第3次高砂市環境基本計画策定業務

2. 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の翌日から令和9年3月 31 日までとする。

3. 業務の目的

本業務は、平成29年3月に策定し、令和4年3月に中間見直しを行っている「第2次高砂市環境基本計画」(計画期間:平成29年度から令和8年度までの10年間)を見直し、「第3次高砂市環境基本計画」(以下「環境基本計画」という。)を策定するもの。

4. 委託業務内容

(1)計画策定にあたっての基本的事項の検討

受注者は、環境基本計画の策定に当たって、次に掲げる基本的な事項を整理する。

- ① 計画改定の趣旨
- ② 計画改定の背景
- ③ 計画の位置づけ
- ④ 計画の期間・対象範囲・対象地域

(2)環境基本計画の運用状況課題分析

受注者は、これまで取組を推進してきた下記の指標等を計画策定時(気候変動への適応策を除く。)・中間改定時・令和7年度時点で取得可能な直近の実績データを比較整理するとともに、基本目標への達成見込み等分析を行う。また、昨今の社会情勢等を踏まえ、環境基本計画の計画達成のためや動向を整理し課題の抽出を行う。

調査に当たっては既存資料調査を基本とし、必要に応じてヒアリングを実施する。関係機関及び関係各課へ資料要請・ヒアリングを行う場合、環境政策課を通じて要請する。

- 美しく、快適に暮らせるまちにします(生活環境)
- 水と緑の恵みに感謝し、人と自然が共生します(自然環境)
- 持続可能な低炭素社会をつくります(地球環境)
- 学びを通じ、環境行動力を育みます(環境学習)
- 高砂市気候変動適応計画(気候変動への適応策)

(3)市民等意識調査

計画の改定に当たって市民等の意識を反映させ、市民参加に資するため、意識調査(アンケート調査)を実施する。

また、本調査は、当計画策定時からの市民の意識の変化や、環境への満足度、重要度、取り

組み方針を検討するための位置づけとして行う。その中でも、市民目線から見た環境保全への課題を見出すものとする。

調査票の配布先は本市と協議の上選定する。

- ① 調査対象
 - ・一般市民1,000人
 - ・事業所100社程度
- ② 調査票等の印刷等
 - ・調査票及び依頼文のデータは受注者が作成する。
 - ・調査票及び依頼文、送付用封筒・返信用封筒の作成は受注者が行う。
 - ・宛名シールは発注者が作成し、受注者に提供する。
 - ・宛名シール貼付、封入(調査票、依頼文、返信用封筒)は受注者が行う。
- ③ 調査票等の送付・回収方法
 - ・配布方法
 - 市民及び事業所は郵送(郵送費用は受注者が負担)する。
 - ・回収方法
 - 市民及び事業所は返信用封筒で郵送(返送費用は受注者が負担)又は WEB 回答
- ④ 調査票収集・分析
 - ・受注者に返送された調査票の分析は受注者が行う。

業 務	受注者(事業者)	発注者(高砂市)
調査票・依頼文	作成・印刷	
送付用封筒・のり付返信用封筒	購入、印刷	
調査対象抽出		○
宛名シール	封筒への貼付	印刷
封入封緘作業	○	
調査票の発送・返送受付※	○	
アンケート督促(回答お礼)はがきの発送※	○	
調査票集計・分析	○	

※調査票発送・回収、督促の発送に関する郵送費は、委託料に含む。

(4) 計画の理念及び基本目標の設定検討

受注者は、市の環境の現状や社会経済情勢をふまえて、上記の調査結果をもとに、持続可能な開発目標(SDGs)や、国や県、市の上位計画などを参考とし、環境基本計画の理念や基本目標の施策等を検討した計画をとりまとめるものとする。

その中で、脱炭素化に向けた施策や取組については、令和5年3月に策定した「第2次高砂市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(計画期間:令和5年度から令和12年度まで)で既に策定していることから、今回策定する環境基本計画においては策定しないこととする(今回策定する環境基本計画の中間見直し(令和12年度)の際に、あわせて第3次地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定し、環境基本計画と合冊して改訂する)。

また、環境基本計画の策定においては、高砂市環境審議会等へ諮り、各委員の意見を反映するものとする。

(5)基本目標達成のための取組検討

受注者は、現在取り組んでいる施策の指標に対する評価や市民等意識調査結果を鑑み、現行計画で運用課題を分析するとともに、国の動向や法令改正に沿った取組を提案する。

また、計画を推進するにあたり、これまでの進行管理方法や管理体制を踏まえ、課題を抽出し、さらに有効と考えられる進行管理方法及び管理体制を検討する。上記、環境基本計画の理念や基本目標を達成するための取組内容を検討する。

検討する際には、現在取り組んでいる施策の指標等を鑑み、継続するもの、拡充するもの、新たな視点を取り入れるものとする。

検討した施策内容は、関係部署との調整を図り、実効性の高い施策内容とする。

(6)計画の推進体制構築

発注者は、環境基本計画策定後、計画の推進に資するため、有効と考えられる計画の進行管理方法及び体制を提案する。

(7)第3次環境基本計画書の作成

受注者は、上記の調査・検討結果をもとに、環境審議会等の結果を勘案した環境基本計画素案を作成するとともに、パブリックコメントでの市民等の意見を反映した環境基本計画(概要版含む)を作成する。

(8)環境審議会等の運営補助

受注者は、環境基本計画策定に当たって開催する環境審議会の会議資料を作成し印刷する。また、本市と協議の上、環境審議会の運営及び議事進行に協力するほか、参加した環境審議会については、発言順に会議の内容を記録した要点議事録を作成するものとする。

① 庁内委員会 4回(予定)※受注者はヒアリングの必要がある場合に参加

② 環境審議会 4回(予定)

【参考】第3次高砂市環境基本計画策定スケジュール

審議会	時期	内容
	令和8年5月下旬	委託予定業者との契約締結
	令和8年6月中旬	アンケート調査票(案)作成
	令和8年6月下旬	庁内委員会(アンケート調査票(案)確認)
①	令和8年6月下旬	令和8年度第1回高砂市環境審議会 (アンケート調査票(案)にかかる環境審議会委員の意見徴取)
	令和8年7月上旬	アンケート調査票・封筒(送付用・返信用)印刷
	令和8年7月上旬	アンケート調査票発送

	～中旬	
	令和8年7月下旬	アンケート調査督促はがき発送
	令和8年8月上旬	アンケート回答〆切
	令和8年8月下旬	アンケート調査結果報告書〆切
	令和8年9月中旬	庁内委員会(骨子案提示)
②	令和8年9月下旬	令和8年度第2回高砂市環境審議会 (アンケート調査結果報告書・骨子案提示)
	令和8年11月中旬	庁内委員会(素案提示)
③	令和8年11月下旬	令和8年度第3回高砂市環境審議会 (素案提示)
	令和8年12月中旬 ～令和9年1月中旬	パブリックコメント
	令和9年1月下旬	パブリックコメントを受けた計画案修正
	令和9年1月下旬	庁内委員会(計画案提示)
④	令和9年2月上旬	令和8年度第4回高砂市環境審議会 (計画案答申)
	令和9年2月下旬	計画策定

5. 成果品

受注者は、受託業務が完了したときは、遅滞なく次に掲げる成果品を発注者に提出しなければならない。

(1)第3次高砂市環境基本計画書原稿 2部(正・副)

(A4、80頁程度、表紙・本文ともカラー刷り、ファイル形式(綴じこみ))

(2)計画書概要版原稿(A4、10頁程度、カラー刷り、ファイル形式(綴じこみ)) 2部(正・副)

(3)計画書概要版(A4、10頁程度、カラー刷り) 100部

※計画書概要版には植物油インキを使用すること。

※計画書概要版には古紙パルプ配合率100%の紙を使用すること。

(4)第3次高砂市環境基本計画こども版(A4、8頁程度、カラー刷り)

(5)環境審議会資料 2部(正・副)

(6)(1)、(2)、(4)、(5)の電子データ 1式

6. 支払い

委託料は、発注者の業務完了検査に合格した後に、受注者から当該委託料の請求があったときは、その日から30日以内に所定の手続きに従って支払うものとする。

7. その他

受注者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない

ない。なお、この仕様書に示していないことで、業務遂行上必要とする事項については、その都度協議するとともに、発注者の指示を受けるものとする。